

平成16年 ●月分

### 介護事業者通報情報報告書

国民健康保険団体連合会

下表の通り、介護事業者に関する通報がありましたので、ご連絡致します。

通報受付日	平成16年 ●月 ●日		管理番号 : ██████████
通報者	(フリガナ) 氏名	██████████	種別 ██████████
	郵便番号	██████████	電話番号 ██████████
	住所	██████████	
該当事業所	(フリガナ) 名称	██████████	事業所番号 : ██████████
	郵便番号	██████████	電話番号 ██████████
	住所	██████████	
通報内容 (不正が疑われる点など)	種別	概要	
	サービスに関して <input checked="" type="checkbox"/> 人員基準違反 <input type="checkbox"/> 設備基準違反 <input checked="" type="checkbox"/> 運営基準違反 <input type="checkbox"/> その他  給付費請求 <input checked="" type="checkbox"/> 架空請求 <input type="checkbox"/> 過剰請求 <input type="checkbox"/> その他  指定申請 <input type="checkbox"/> 虚偽の指定申請 <input type="checkbox"/> その他  その他 <input type="checkbox"/> 都道府県等の調査に対する虚偽報告 <input type="checkbox"/> その他	①常勤職員がいない、サービス提供責任者がいない。 ②訪問介護計画が作成されていない。 ③特定の利用者について、●月に3回、●月に2回サービスがキャンセルになっているものについて、利用者からは1割負担は徴収せず、介護報酬を請求している。	

## 介護事業者通報情報報告書

国民健康保険団体連合会

下表の通り、介護事業者に関する通報がありましたので、ご連絡致します。

通報受付日	平成16年●月●日		管理番号：	●●●●●●	
通報者	(フリガナ) 氏名	●●●●●●		種別	●●●●
	郵便番号	●●●●●●	電話番号	●●●●●●	
	住所	●●●●●●			
該当事業所	(フリガナ) 名称	●●●●●●		事業所番号：	●●●●
	郵便番号	●●●●●●	電話番号	●●●●●●	
	住所	●●●●●●			
通報内容 (不正が疑われる点など)	種別	概要			
	サービスに関して <input type="checkbox"/> 人員基準違反 <input checked="" type="checkbox"/> 設備基準違反 <input type="checkbox"/> 運営基準違反 <input type="checkbox"/> その他  給付費請求 <input checked="" type="checkbox"/> 架空請求 <input checked="" type="checkbox"/> 過剰請求 <input type="checkbox"/> その他  指定申請 <input type="checkbox"/> 虚偽の指定申請 <input type="checkbox"/> その他  その他 <input type="checkbox"/> 都道府県等の調査に対する虚偽報告 <input type="checkbox"/> その他	1 デイサービス時、仕出し弁当を取っているにもかかわらず、食事加算を算定している。 機能訓練加算を算定しているが、看護職員、機能訓練士がいない  2 訪問介護で通院のための乗車又は降車の介護の届出を行っているが、全て身体介護で請求している。 訪問介護のサービス提供責任者がいない。名前はあがるが、子供がいてほとんど出勤していない。  3 居宅介護支援専門員が、毎月の訪問等を行っていないのに減算請求を行っていない。  今までに実地指導を受けていない。 悪意があるとは思えない。事業所が、理解できていないだけかもしれない。			



平成16年●月分

### 介護事業者通報情報報告書

国民健康保険団体連合会

下表の通り、介護事業者に関する通報がありましたので、ご連絡致します。

通報受付日	平成16年●月●日		管理番号：	●●●●●●	
通報者	(フリガナ) 氏名			種別	●●●●●●
	郵便番号		電話番号		
	住所				
該当事業所	(フリガナ) 名称	●●●●●●		事業所番号：	●●●●●●
	郵便番号	●●●●●●	電話番号	●●●●●●	
	住所	●●●●●●			
通報内容  (不正が疑われる点など)	種別	概要			
	<p>サービスに関して</p> <input type="checkbox"/> 人員基準違反 <input type="checkbox"/> 設備基準違反 <input type="checkbox"/> 運営基準違反 <input type="checkbox"/> その他	<p>&lt;元事業所の職員から内部告発&gt;</p> <p>※訪問介護事業所に勤務していたサービス提供責任者（介護福祉士、介護支援専門員）であるが試用期間が終わり正規の職員になったのに、●●●●●●予告もなく突然解雇された。</p> <p>※解雇の理由は会社の都合と言われたが、本当は不正な請求をしようとした管理者への忠告、進言が原因であると思う。</p> <p>※また、管理者は利用者の希望が夕方5時からのサービス提供であるにもかかわらず8時からサービスを入れて夜間対応で請求し高い報酬の方に設定していた。（利用者の希望を無視している）</p> <p>※「解雇後も、サービス提供責任者はまだ私の名前を使っている」など事業者のサービスについて内部告発していた。</p>			
	<p>給付費請求</p> <input type="checkbox"/> 架空請求 <input type="checkbox"/> 過剰請求 <input checked="" type="checkbox"/> その他				
	<p>指定申請</p> <input type="checkbox"/> 虚偽の指定申請 <input type="checkbox"/> その他				
	<p>その他</p> <input type="checkbox"/> 都道府県等の調査に対する虚偽報告 <input checked="" type="checkbox"/> その他				

介護事業者通報情報報告書

国民健康保険団体連合会

下表の通り、介護事業者に関する通報がありましたので、ご連絡致します。

通報受付日	平成16年●月●日		管理番号：	■■■■■■■■■■	
通報者	(フリガナ) 氏名			種別	■■■■■■■■■■
	郵便番号 住所		電話番号		
該当事業所	(フリガナ) 名称	■■■■■■■■■■		事業所番号：	■■■■■■■■■■
	郵便番号 住所	■■■■■■■■■■	電話番号	■■■■■■■■■■	
	■■■■■■■■■■				
通報内容  (不正が疑われる点など)	種別	概要			
	サービスに関して <input checked="" type="checkbox"/> 人員基準違反 <input checked="" type="checkbox"/> 設備基準違反 <input checked="" type="checkbox"/> 運営基準違反 <input type="checkbox"/> その他 給付費請求 <input type="checkbox"/> 架空請求 <input checked="" type="checkbox"/> 過剰請求 <input type="checkbox"/> その他 指定申請 <input type="checkbox"/> 虚偽の指定申請 <input type="checkbox"/> その他 その他 <input checked="" type="checkbox"/> 都道府県等の調査に対する虚偽報告 <input type="checkbox"/> その他	1 通所リハビリテーションの食事体制加算を算定しているが、全て外部委託の弁当での対応を行っている以前の監査の時には、休憩室にガスコンロや鍋、調味料を運んで対応した。■■■■■■■■■■調理師になっている。 2 デイケアにナースがいない(作業療法士はいる)デイケアは3階になっているがデイケア以外にキッズルーム、精神科デイを行っており、スペースを共有しているため、広さが基準に満たしていえるとは思えない。 3 訪問看護で准看護師の減算を行っていない。(昨年の秋からは、変更を行っている。) 4 訪問リハビリテーションを3、4人に対して行っているが、理学療法士の名義を借りており、実際は無資格者が対応している。(■■■■■■■■■■)また、医療保険の訪問リハビリは(■■■■■■■■■■)PTの先生は木・土曜日の午後しか来ない。 5 訪問介護の3級の減算を行っていない。■■■■■■■■■■(●年●月に2級を取得)■■■■■■■■■■ <input checked="" type="checkbox"/> 監査時に3級にヘルパー資格を2級と偽造している。			

平成16年●月分

### 介護事業者通報情報報告書

国民健康保険団体連合会

下表の通り、介護事業者に関する通報がありましたので、ご連絡致します。

通報受付日	平成16年●月●日		管理番号：	●●●●●●	
通報者	(フリガナ) 氏名			種別	●●●●
	郵便番号		電話番号		
	住所				
該当事業所	(フリガナ) 名称	●●●●●●		事業所番号：	●●●●●●
	郵便番号	●●●●	電話番号	●●●●●●	
	住所	●●●●●●			
通報内容 (不正が疑われる点など)	種別	概要			
	<p>サービスに関して</p> <input type="checkbox"/> 人員基準違反	<p>●●●●市 要介護5の在宅サービス利用者の家族より●●●●市に相談があった。</p> <p>相談内容： 通院のため利用している送迎サービスだが、いつもは車椅子で移動しているのに担架を持って二人のヘルパーが来た。病院での待ち時間、移動中も身体介護で一時間請求されたため支払い額が高くなった。</p>			
	<input type="checkbox"/> 設備基準違反				
	<input type="checkbox"/> 運営基準違反				
	<input type="checkbox"/> その他	<p>●●●●市、●●●●町でも同様のことがあり、県から当該事業所に対し指導を行ったところ解決したため、●●●●市も県からの当該事業所に対する指導を希望する。</p>			
	<p>給付費請求</p> <input type="checkbox"/> 架空請求				
	<input checked="" type="checkbox"/> 過剰請求				
	<input type="checkbox"/> その他				
	<p>指定申請</p> <input type="checkbox"/> 虚偽の指定申請				
	<input type="checkbox"/> その他				
	<p>その他</p> <input type="checkbox"/> 都道府県等の調査に対する虚偽報告				
	<input type="checkbox"/> その他				

### 介護事業者通報情報報告書

国民健康保険団体連合会

下表の通り、介護事業者に関する通報がありましたので、ご連絡致します。

通報受付日	平成16年 〇月 〇日		管理番号：	■■■■■■■■■■	
通報者	(フリガナ) 氏名	■■■■■■■■■■		種別	■■■■■■■■■■
	郵便番号 住所	■■■■■■■■■■	電話番号	■■■■■■■■■■	
該当事業所	(フリガナ) 名称	■■■■■■■■■■		事業所番号：	■■■■■■■■■■
	郵便番号 住所	■■■■■■■■■■	電話番号	■■■■■■■■■■	
通報内容  (不正が疑われる点など)	種別	概要			
	<p>サービスに関して</p> <input type="checkbox"/> 人員基準違反	<p>平成 〇年 〇月 〇日相談者来館 相談者は2級ヘルパーで、平成 〇年 〇月に 〇〇〇〇に採用された。病院から退院した高齢者や障害者（多くは生活保護受給者）ばかりを集めた 〇〇市内の 〇〇〇〇と称した施設で入居者の世話をしているが、仕事の内容があまりにも利益優先である為、県の紹介を受けて連合会に来館した。</p> <p>①ヘルパーが医療行為を強いられている ・病院退院後の入居者は医療の必要な人が多いが、ケアマネから指示があった時は、ヘルパーが摘便、服薬管理、褥創手当等を行わなければならない状況にある。</p> <p>②入居者への暴言・暴行、介護放棄 ・6人の入居者に対し、3人のヘルパーが昼夜2交代勤務（1回／3日は24時間勤務）といった過酷な労働条件である為、ヘルパーの疲労も溜まり、利用者への介護にもしわ寄せが出ている。介護放棄や暴言・暴行、おむつ交換や排泄の手抜き等が、とりわけ痴呆や寝たきりの利用者に対し行われている。従事者も長続きせず辞める。</p> <p>③認定調査での虚偽申請 ・運営上、また職員給与の為に、利用者の介護度を上げるよう指示があり、入居者及び職員ぐるみで、身体状況や介護の程度について虚偽の申し出を強いられている。</p> <p>④入居者への退去通告 ・ケアマネは取り扱いにくい入居者を些細な理由（トラブル）で一方向的に退去させている。また、あるトラブルで対応した相談者をも配置替えしてしまった。</p> <p>⑤給与明細が不明瞭</p> <p>■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■</p>			
<input type="checkbox"/> 設備基準違反  <input checked="" type="checkbox"/> 運営基準違反  <input checked="" type="checkbox"/> その他	<p>給付費請求</p> <input type="checkbox"/> 架空請求				
<input type="checkbox"/> 過剰請求					
<input type="checkbox"/> その他					
<p>指定申請</p> <input type="checkbox"/> 虚偽の指定申請					
<input type="checkbox"/> その他					
<p>その他</p> <input type="checkbox"/> 都道府県等の調査に対する虚偽報告					
<input type="checkbox"/> その他					

平成16年 ●月分

## 介護事業者通報情報報告書

国民健康保険団体連合会

下表の通り、介護事業者に関する通報がありましたので、ご連絡致します。

通報受付日	平成16年 ●月 ●日		管理番号： ██████████		
通報者	(フリガナ) 氏名			種別	██████████
	郵便番号		電話番号		
	住所				
該当事業所	(フリガナ) 名称	██████████		事業所番号： ██████████	
	郵便番号	██████████	電話番号	██████████	
	住所	██████████			
通報内容  (不正が疑われる点など)	種別	概要			
	サービスに関して <input type="checkbox"/> 人員基準違反  <input type="checkbox"/> 設備基準違反  <input checked="" type="checkbox"/> 運営基準違反  <input type="checkbox"/> その他  給付費請求 <input type="checkbox"/> 架空請求  <input type="checkbox"/> 過剰請求  <input type="checkbox"/> その他  指定申請 <input type="checkbox"/> 虚偽の指定申請  <input type="checkbox"/> その他  その他 <input type="checkbox"/> 都道府県等の調査に対する 虚偽報告 <input type="checkbox"/> その他	※サービス記録が1枚もないため、●年●月より利用者宅から連絡ノートを回収し、それを基にサービス提供票を作成している。  ※事業所に登録ヘルパーの履歴書、雇用契約書、及び身分証明書は1枚もない。  ※サービス提供票に利用者より確認印をもら貰い、その印の部分を提供票から切り離し、別の提供票に添付することをしている。  ※利用者が要支援、要介護1でも身体2のサービスコードを付けて散髪に行かせている。			

平成16年 ●月分

## 介護事業者通報情報報告書

国民健康保険団体連合会

下表の通り、介護事業者に関する通報がありましたので、ご連絡致します。

通報受付日	平成16年 ●月 ●日		管理番号： [REDACTED]
通報者	(フリガナ) 氏名	[REDACTED]	種別 [REDACTED]
	郵便番号	[REDACTED]	電話番号 [REDACTED]
	住所	[REDACTED]	
該当事業所	(フリガナ) 名称	[REDACTED]	事業所番号： [REDACTED]
	郵便番号	[REDACTED]	電話番号 [REDACTED]
	住所	[REDACTED]	
通報内容  (不正が疑われる点など)	種別	概要	
	<p>サービスに関して</p> <input type="checkbox"/> 人員基準違反	<p>①契約書に違反している グループホーム [REDACTED] の往診依頼から「病院で検査を受けるように」と言われたため、●日程度グループホームを空けたら再入居を拒否された。理由は①●日以上ホームを空けた。②車椅子の人はだめ等。 契約書には、契約解除は、①1月以上不在の場合、②解除する場合は2月間の猶予期間をおくとなっている。 ②保証金の返還について説明がない</p> <p>[REDACTED]</p>	
<input type="checkbox"/> 設備基準違反			
<input checked="" type="checkbox"/> 運営基準違反			
<input type="checkbox"/> その他			
給付費請求			
<input type="checkbox"/> 架空請求			
<input type="checkbox"/> 過剰請求			
<input type="checkbox"/> その他			
指定申請			
<input type="checkbox"/> 虚偽の指定申請			
<input type="checkbox"/> その他			
その他			
<input type="checkbox"/> 都道府県等の調査に対する虚偽報告			
<input type="checkbox"/> その他			

平成16年●月分

### 介護事業者通報情報報告書

国民健康保険団体連合会

下表の通り、介護事業者に関する通報がありましたので、ご連絡致します。

通報受付日	平成16年●月●日		管理番号：	●●●●	
通報者	(フリガナ) 氏名	●●●●		種別	●●●●
	郵便番号	●●●●	電話番号	●●●●	
	住所	●●●●			
該当事業所	(フリガナ) 名称	●●●●		事業所番号：	●●●●
	郵便番号	●●●●	電話番号	●●●●	
	住所	●●●●			
通報内容  (不正が疑われる点など)	種別	概要			
	サービスに関して <input type="checkbox"/> 人員基準違反 <input type="checkbox"/> 設備基準違反 <input type="checkbox"/> 運営基準違反 <input type="checkbox"/> その他  給付費請求 <input type="checkbox"/> 架空請求 <input type="checkbox"/> 過剰請求 <input type="checkbox"/> その他  指定申請 <input type="checkbox"/> 虚偽の指定申請 <input type="checkbox"/> その他  その他 <input type="checkbox"/> 都道府県等の調査に対する虚偽報告 <input checked="" type="checkbox"/> その他	●●●●という福祉用具貸与事業所が、「●●●●」という会社に利用者の斡旋をしてもらっている。利用する際には、「●●●●」の指定する福祉用具貸与事業所から貸与を受けることが条件で、利用料については、「月300円の負担金（共済金）を支払い、福祉用具貸与を受けると、3ヶ月ごとに本人負担分である1割を返金する」というシステムである。「●●●●」は、介護保険の指定事業者ではなく、「●●●●」という名称の印象から県が関連もしくは承認しているように誤解されているが県とは関連がなく、また「NPO法人」と名乗っているが届出はあっていない。 サービスの提供方法や利用者負担が適正におこなわれているか、注意が必要である。（現時点では利用者からの実害の報告がなく、実態がわからない。）			

**【資料3】**

**指定取消事業所の概要について**

**「主な指定取消等の概要」**

# 指定取消の主な事例

## 【サービスに関する事項(人員基準違反、運営基準違反等)】

本文ページ

指定申請に際し、サービス提供責任者、管理者などについて虚偽の申請書を提出した。	76 77 78 89 95 82 85 86 87
サービス提供責任者、管理者の不在又は不足。	75 78 92 95
サービス提供責任者に勤務実態がなかった。	77
移送時間と訪問介護時間を故意にすり替えた虚偽の実施記録により、介護給付費を不正に請求、受領した。	75
人員の配置基準を満たしていないにもかかわらず、施設サービス費、基本食事サービス費を不正に介護給付費を請求した。	80 87 91 92
サービス提供等の記録の不備。	75 77 80 92
居宅介護支援事業所の管理者兼介護支援専門員に対し、当該支援事業所の利用者に当事業所のサービスを利用させることの見返りとして金銭を供与した。	76
利用者負担の受領がなかった。	77 95
介護支援専門員の資格を持たない者に当該業務を行わせていた。	80
代理店等と称して指定事業所外で福祉用具貸与事業を行う第三者が指定を受けないで福祉用具貸与を行っていた。	85
ケアプラン作成等に関しての再三の指導にもかかわらず、適正な業務が行われなかった。	90
介護保険給付の対象とならない行為を介護給付として不正に請求、受領した。	75 91
同一の訪問介護員が複数の利用者に同一時間にサービスを提供したとして介護給付費を二重に不正請求、受領した。	75
定員を超えて指定短期入所生活介護を提供し、必要な減算をせずに、介護給付費を不正に請求、受領した。	81
介護支援事業所の介護支援専門員に不適正なケアプランを作成させ、それに基づき不適正な指定居宅サービスを提供した。	90
限度額を超えた利用について、別の者にサービスを提供したとして介護給付費を不正に請求していた。	92
指導監査において虚偽の答弁、虚偽の報告、帳簿書類の提出拒否、質問に対する答弁の忌避による検査妨害があった。	75 76 80 82 86 87 89 92

## 【給付費請求に関する事項(架空請求、過剰請求等)】

訪問介護等介護サービス等を行っていないにもかかわらず、介護給付費を不正に請求、受領した。	75 77 78 79 81 82 86 91 92 94 95
訪問介護員などの資格を有しない者に訪問介護サービス等を提供させ、介護給付費を不正に請求、受領した。	76 88 92
訪問介護の回数を水増しして限度額一杯の介護報酬を請求した。	95
居宅介護支援において無資格者によるサービス提供が行われている訪問介護事業の介護報酬不正請求に荷担する給付管理を行い、介護給付費を不正に請求、受領した。	88

## 【その他】

施設の賃貸料未払いのため、施設の賃貸契約を解除され、さらに全従業員が退職。	84
暴言や粗暴な行動を繰り返し、痴呆対応型共同生活介護計画に基づいた利用者の人格を尊重した、利用者の立場に立った適切な介護サービスを提供していなかった。	83
代理店・取次店、統括外務員、外務員等と称して福祉用具の貸付を行う第三者を募集し、所要の契約行為を行っていた。	85

指定取消等の概要

(東京都)

区分	内容
介護サービスの種類	訪問介護
開設者名 主たる事務所の所在地 代表者の職氏名	株式会社 ソーシャルサービストミーズ 東京都墨田区 代表取締役 富岡 起一
不祥事の概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1．訪問介護員と車椅子送迎業務委託契約による営業、サービス提供責任者の不足及びサービス提供の記録の不備等、介護保険法に規定する指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準に従った適正な運営がなされていない。</li> <li>2．訪問介護を行っていないにもかかわらず、介護給付費を不正に請求、受領した。</li> <li>3．移送時間と訪問介護時間を故意にすり替えた虚偽の実施記録により、介護給付費を不正に請求、受領した。</li> <li>4．介護保険給付の対象とならない行為をもって、介護給付費を不正に請求、受領した。</li> <li>5．同一人の訪問介護員が、複数の利用者に同一時間にサービスを提供したとして、介護給付費を二重に不正請求、受領した。</li> <li>6．移送時間を給付対象に含めることにより不正に請求、受領しているながら、移送時間は給付対象としていないとの虚偽の答弁をした。</li> </ol>
取消事由 (介護保険法適用条項)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1．従業者の知識若しくは技能又は人員について、厚生労働省令で定める基準又は員数を満たすことができないと認められたため。 (介護保険法第77条第1項第1号)</li> <li>2．指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定居宅サービスの事業の運営をすることができないと認められたため。 (介護保険法第77条第1項第2号)</li> <li>3．居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の請求に関し不正が認められたため。 (介護保険法第77条第1項第3号)</li> <li>4．介護保険法に基づく質問に対して虚偽の答弁をしたと認められたため。 (介護保険法第77条第1項第5号)</li> </ol>
指定取消年月日	平成15年7月31日
返還請求額(介護保険法第22条による)	約2,345万円(40/100の加算を含む。) 精査中

指定取消等の概要

( 栃木県 )

区分	内容
介護サービスの種類	訪問介護
開設者名 主たる事務所の所在地 代表者の職氏名	特定非営利活動法人 カンナの会 栃木県河内郡河内町 理事長 五月女 初枝
不祥事の概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 . 居宅介護支援事業所の管理者兼介護支援専門員に対し、当該居宅介護支援事業所の利用者に当事業所のサービスを利用させることの見返りとして金銭を供与した。</li> <li>2 . 訪問介護員の資格を有しない者に訪問介護サービスを提供させ、介護給付費を不正に請求、受領した。</li> <li>3 . 県による実地指導の際、常勤ではないサービス提供責任者が常勤であるように記載した勤務形態一覧表を提出し、虚偽の報告を行った。</li> <li>4 . 指定申請に際し、サービス提供責任者が常勤の勤務ができないことを知りながら、常勤の職員として虚偽の申請書を提出した。</li> </ol>
取消事由 ( 介護保険法適用条項 )	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 . 指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定居宅サービスの事業の運営をすることができないと認められたため。 ( 介護保険法第 7 7 条第 1 項第 2 号 )</li> <li>2 . 居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の請求に関し不正が認められたため。 ( 介護保険法第 7 7 条第 1 項第 3 号 )</li> <li>3 . 報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられて虚偽の報告をしたと認められたため。 ( 介護保険法第 7 7 条第 1 項第 4 号 )</li> <li>4 . 不正の手段により指定を受けたと認められたため。 ( 介護保険法第 7 7 条第 1 項第 6 号 )</li> </ol>
指定取消年月日	平成 1 5 年 9 月 1 2 日
返還請求額 ( 介護保険法第 2 2 条による )	約 1 2 万円 ( 40/100 の加算を含む。 )

指定取消等の概要

(和歌山県)

区分	内容
介護サービスの種類	訪問介護
開設者名 主たる事務所の所在地 代表者の職氏名	有限会社 宝寿 和歌山県和歌山市 取締役 廣田 雅巳
不祥事の概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1．サービス提供責任者に勤務実態がなく、また、訪問介護計画が作成されていないなどサービス内容の管理等が行われていなかった。</li> <li>2．利用者が負担すべき利用料の受領がなく、利用者等に対する諸記録が整備されていなかった。</li> <li>3．架空のサービス提供や無資格者が行ったサービス提供について介護給付費を不正に請求、受領した。</li> <li>4．常勤のサービス提供責任者として勤務が見込めないにもかかわらず、常勤の職員として虚偽の申請を行い、不正に訪問介護事業所の指定を受けた。</li> </ol>
取消事由 (介護保険法適用条項)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1．従業者の知識若しくは技能又は人員について、厚生労働省令で定める基準又は員数を満たすことができないと認められたため。 (介護保険法第77条第1項第1号)</li> <li>2．指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定居宅サービスの事業の運営をすることができないと認められたため。 (介護保険法第77条第1項第2号)</li> <li>3．居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の請求に関し不正が認められたため。 (介護保険法第77条第1項第3号)</li> <li>4．不正の手段により指定を受けたと認められたため。 (介護保険法第77条第1項第6号)</li> </ol>
指定取消年月日	平成15年10月15日
返還請求額(介護保険法第22条による)	約1,488万円(40/100の加算を含む。)

指定取消等の概要

(鹿児島県)

区分	内容
介護サービスの種類	訪問看護事業
事業者の名称	有限会社 始良介護福祉会
事業者の所在地	鹿児島県始良郡
代表者の職・氏名	代表取締役 宮田真由美
事業所の名称	北あいら訪問看護ステーション
事業所の所在地	鹿児島県始良郡
不祥事の概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 実際に勤務する予定のない者を管理者とした虚偽の指定申請書を作成するという不正な手段により指定を受けた。また実地指導において、勤務実態がないにもかかわらず勤務していたような出勤簿等を作成するという虚偽の報告を行った。</li> <li>2 訪問看護サービスを実態がないのに、架空の業務日報を作成し、介護給付費を不正に請求・受領した。また実地指導及び監査において、実態のない訪問看護サービスを提供した旨の虚偽の報告を行った。</li> <li>3 平成16年1月から常勤の管理者が不在であり、厚生労働省令で定める人員基準を満たすことができないと認められた。</li> </ol>
取消事由 【介護保険法適用条項】	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業所の人員について厚生労働省令で定める基準又は員数を満たすことができなくなったため。 【法第77条第1項第1号】</li> <li>2 居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の請求に関して不正があったため。 【法第77条第1項第3号】</li> <li>3 報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたため。 【法第77条第1項第4号】</li> <li>4 不正の手段により指定を受けたため。 【法第77条第1項第6号】</li> </ol>
指定取消年月日	平成16年5月1日
返還請求額(介護保険法第22条による)	未定

指定取消等の概要

(滋賀県)

区分	内容
介護サービスの種類	居宅療養管理指導
開設者名 主たる事務所の所在地 代表者の職氏名	医療法人 恵和会 滋賀県大津市 理事長 林 好朗
不祥事の概要	併設の有料老人ホームの入居者のうち複数名について、指導、診察又は訪問診療を行わないにもかかわらず、介護給付費を不正に請求、受領した。
取消事由 (介護保険法適用条項)	居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の請求に関し不正が認められたため。 (介護保険法第77条第1項第3号)
指定取消年月日	平成15年6月28日
返還請求額(介護保険法第22条による)	未定

指定取消等の概要

(福島県)

区分	内容
介護サービスの種類	居宅介護支援事業
事業者の名称	社会福祉法人 福島福祉会
事業者の所在地	福島県福島市
代表者の職・氏名	理事長 三瓶 賢一
事業所の名称	居宅介護支援センターグリーンライト
事業所の所在地	福島県福島市
不祥事の概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 利用者の9割について、居宅サービス原案を作成していなかった。また作成していた1割についても、利用者宅を訪問せず、利用者の解決すべき問題は把握されていなかった。</li> <li>2 全ての利用者につき居宅訪問の記録がなく、月に1度の訪問も確認できない。</li> <li>3 介護支援専門員の資格を持たない従業員以外の者に、当該業務を行わせていた。</li> <li>4 厚生労働大臣が定める基準を満たしていないサービスにもかかわらず、100分の70に減算して報酬を請求していなかった。</li> <li>5 県の実地指導結果通知に対して、改善されたと虚偽の報告をしていた。</li> </ol>
取消事由 【介護保険法適用条項】	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 人員について、厚生労働省令で定める員数を満たすことができなくなったため。 【法第84条第1項第1号】</li> <li>2 居宅介護サービス計画費又は居宅支援サービス計画費の請求に関して不正があったため。 【法第84条第1項第4号】</li> <li>3 報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたため。 【法第84条第1項第5号】</li> </ol>
指定取消年月日	平成16年6月30日
返還請求額(介護保険法第22条による)	現在、精査中である。

指定取消等の概要

( 鹿児島県 )

区分	内容
介護サービスの種類	短期入所生活介護
開設者名 主たる事務所の所在地 代表者の職氏名	社会福祉法人 南陽会 鹿児島県鹿児島市 理事長 平山 道子
不祥事の概要	<p>1 . 施設の隣接地に建物を整備し、当該建物に高齢者を住まわせ、これら高齢者の介護費用を指定短期入所生活介護として、介護給付費を不正に請求、受領した。</p> <p>2 . 県や鹿児島市に無断で増築したスペース等を使用して定員を超えて指定短期入所生活介護を提供し、必要な減算をせずに、介護給付費を不正に請求、受領した。</p>
取消事由 ( 介護保険法適用条項 )	<p>居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の請求に関し不正が認められたため。 ( 介護保険法第 7 7 条第 1 項第 3 号 )</p>
指定取消年月日	平成 1 6 年 3 月 1 日
返還請求額 ( 介護保険法第 2 2 条による )	未定

指定取消等の概要

(群馬県)

区分	内容
介護サービスの種類	痴呆対応型共同生活介護
開設者名 主たる事務所の所在地 代表者の職氏名	有限会社 東陽 群馬県高崎市(事業所の所在地は安中市) 代表取締役 柳島玲子
不祥事の概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 一部入所者について、介護サービスを提供していないにもかかわらず、不正に居宅介護サービス費を請求した。</li> <li>2 介護記録について群馬県の提出の求めに応じず、また、帳簿書類について虚偽の報告があった。</li> <li>3 職員の勤務実態及び入所者の入居状況について虚偽の答弁を行った。</li> <li>4 管理者及び計画作成担当者が勤務できないことを知りながら架空の配置をし事業所指定申請を行い、不正の手段により事業所の指定を受けた。</li> </ol>
取消事由 (介護保険法適用条項)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 介護報酬の請求に関し不正が認められること。 (介護保険法第77条第1項第3号)</li> <li>2 書類の提出の求めに従わず、また、虚偽の報告をした。 (介護保険法第77条第1項第4号)</li> <li>3 職員の勤務実態及び入所者の入居状況について虚偽の答弁を行った。(介護保険法第77条第1項第5号)</li> <li>4 不正の手段により指定を受けた。 (介護保険法第77条第1項第6号)</li> </ol>
指定取消年月日	平成14年2月28日
返還請求額(介護保険法第22条による)	約336万円(40/100の加算を含む。)

指定取消等の概要

(佐賀県)

区分	内容
介護サービスの種類	痴呆対応型共同生活介護
開設者名 主たる事務所の所在地 代表者の職氏名	有限会社 生活介護とりハビリ研究所 佐賀県鳥栖市 取締役 吉村 和夫
不祥事の概要	暴言や粗暴な行動を繰り返し、痴呆対応型共同生活介護計画に基づいた利用者の人格を尊重した、利用者の立場に立った適切な介護サービスを提供していなかった。
取消事由 (介護保険法適用条項)	指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定居宅サービスの事業の運営をすることができないと認められたため。 (介護保険法第77条第1項第2号)
指定取消年月日	平成15年12月31日
返還請求額(介護保険法第22条による)	なし

指定取消等の概要

(大分県)

区分	内容
介護サービスの種類	特定施設入所者生活介護事業
事業者の名称	ヒューマン・ケアガイド株式会社
事業者の所在地	大分県大分市
代表者の職・氏名	代表取締役 高木幹夫
事業所の名称	グランドホーム古国府
事業所の所在地	大分県大分市
事業所の名称	グランドホーム坂の市
事業所の所在地	大分県大分市
不祥事の概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 施設の賃借料が3ヶ月以上未払いのヒューマン・ケアガイド(株)に対して、従業員の給料や備品のリース料、食事費用等についても立て替えていた施設所有者が施設賃貸契約を解除。また、全従業員が退職。</li> <li>2 なお、施設所有者等が退職した全従業員を雇用し、入所者に対して介護サービスを提供。</li> </ol>
取消事由 【介護保険法適用条項】	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業所の人員について厚生労働省令で定める基準又は員数を満たすことができなくなったため。 【法第77条第1項第1号】</li> <li>2 指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定居宅サービスの事業の運営をすることができなくなったため。 【法第77条第1項第2号】</li> </ol>
指定取消年月日	平成16年5月18日
返還請求額(介護保険法第22条による)	なし

指定取消等の概要

(京都府)

区分	内容
介護サービスの種類	福祉用具貸与
開設者名 主たる事務所の所在地 代表者の職氏名	株式会社 日本ケアシステム 埼玉県飯能市 代表取締役 道下 文昭
不祥事の概要	<p>1．代理店・取次店、統括外務員、外務員等と称して指定事業所外で福祉用具貸与事業を行う第三者が指定を受けないで、いわゆる連鎖販売取引又は多層式販売方法によって事業運営を行うこと、並びに指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に違反して、同第三者をして福祉用具の貸与を行わしめることとしていた。</p> <p>2．上記1．にいう形態で事業を運営し、代理店・取次店、統括外務員、外務員等と称して福祉用具の貸与を行う第三者を募集し、所要の契約行為を行っていた。</p> <p>3．介護保険法第70条第2項第3号に規定する欠格要件に該当する事業所の運営を企図していたのに、これを告げない等により、専ら当該事業所において福祉用具の貸与を行うかのように装い、介護保険法第41条第1項本文の指定に係る申請を行い不正に同項本文の指定を受けていた。</p>
取消事由 (介護保険法適用条項)	<p>1．指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定居宅サービスの事業の運営をすることができなくなったと認められたため。 (介護保険法第77条第1項第2号)</p> <p>2．不正の手段により指定を受けたと認められたため。 (介護保険法第77条第1項第6号)</p>
指定取消年月日	平成14年 8月23日
返還請求額(介護保険法第22条による)	なし

指定取消等の概要

(宮崎県)

区分	内容
介護サービスの種類	福祉用具貸与
開設者名 主たる事務所の所在地 代表者の職氏名	有限会社 栄大企業 宮崎県南那珂郡南郷町 代表取締役 坂元 信子
不祥事の概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1．当該事業所の管理者が、取次店と称する契約社員又はパート職員について、管理業務を行っておらず、また、取り扱っている福祉用具について、管理台帳の提示がなかった。</li> <li>2．一部の利用者について、福祉用具を貸与していないにもかかわらず、介護給付費を不正に請求、受領した。</li> <li>3．福祉用具貸与事業の指定申請に際して、働く意思のない者を福祉用具専門相談員として申請し、不正の手段により指定を受けた。また、このことに関する事情聴取に対し、虚偽の報告及び答弁をした。</li> </ol>
取消事由 (介護保険法適用条項)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1．指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定居宅サービスの事業の運営をすることができないと認められたため。 (介護保険法第77条第1項第2号)</li> <li>2．居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の請求に関し不正が認められたため。 (介護保険法第77条第1項第3号)</li> <li>3．報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられて、虚偽の報告をしたと認められたため。 (介護保険法第77条第1項第4号)</li> <li>4．質問に対して虚偽の答弁をしたと認められたため。 (介護保険法第77条第1項第5号)</li> <li>5．不正の手段により指定を受けたと認められたため。 (介護保険法第77条第1項第6号)</li> </ol>
指定取消年月日	平成15年10月15日
返還請求額(介護保険法第22条による)	約3万円(40/100の加算を含む。)

指定取消等の概要

(北海道)

区分	内容
介護サービスの種類	介護療養型医療施設
事業者の名称	医療法人 恵池会
事業者の所在地	北海道紋別郡遠軽町
代表者の職・氏名	理事長代行 池内温子
事業所の名称	医療法人恵池会遠軽中央病院
事業所の所在地	北海道紋別郡遠軽町
不祥事の概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 指定申請に当たり、医師及び薬剤師の必要員数を満たしているかのような実態とは異なる指定申請書を作成し、指定を受けた。</li> <li>2 平成13及び14年に作成・提出された書面審査調書において、事実と異なる職員配置表を用いた。</li> <li>3 医師の配置基準を満たしていないにもかかわらず、施設サービス費・基本食事サービス費及び療養環境減算の届出を行わないで、平成12年6月分から平成15年1月分まで不正に介護サービス費を請求した。</li> </ol>
取消事由 【介護保険法適用条項】	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 施設介護サービス費の請求に関して不正があったため。 【法第114条第1項第4号】</li> <li>2 報告又は診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたため。 【法第114条第1項第5号】</li> <li>3 不正の手段により指定を受けたため。 【法第114条第1項第7号】</li> </ol>
指定取消年月日	平成16年5月1日
返還請求額(介護保険法第22条による)	約1億849万円(40/100の加算額を含まず。)

指定取消の概要

(富山県)

区分	内容
介護サービスの種類	訪問介護、居宅介護支援
開設者名 主たる事務所の所在地 代表者の職氏名	有限会社 ヘルパーステーション富山みなみ 富山県富山市 代表取締役 大久保 雅巳
不祥事の概要	<p>1. 訪問介護 訪問介護員の資格を有しない者に訪問介護サービスの提供を行わせ、介護給付費を不正に請求、受領した。</p> <p>2. 居宅介護支援 指定日以降、無資格者によるサービス提供が行われている訪問介護事業の介護報酬不正請求に荷担する給付管理を行い、介護給付費を不正に請求、受領した。</p>
取消事由 (介護保険法適用条項)	<p>1. 訪問介護 居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の請求に関し不正が認められたため。 (介護保険法第77条第1項第3号)</p> <p>2. 居宅介護支援 居宅介護サービス計画費又は居宅支援サービス計画費の請求に関し不正が認められたため。 (介護保険法第84条第1項第4号)</p>
指定取消年月日	訪問介護 平成15年 2月20日 居宅介護支援 平成15年 2月10日
返還請求額(介護保険法第22条による)	約970万円(40/100の加算を含む)

指定取消等の概要

(大阪府)

区分	内容
介護サービスの種類	訪問看護事業、福祉用具貸与事業
事業者の名称	IDA株式会社
事業者の所在地	京都府京都市
代表者の職・氏名	代表取締役 杉原 朝子
事業所の名称	シルバー銀和株式会社在宅ケア事業部
事業所の所在地	大阪府吹田市
事業所の名称	シルバー銀和株式会社
事業所の所在地	大阪府吹田市
不祥事の概要	<p>訪問介護事業、福祉用具貸与事業ともに</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 常勤専従勤務していない者を常勤専従勤務させているかのような内容虚偽の申請書類を提出し、不正に指定を受けた。</li> <li>2 指定要件を満たしていないのに、指定要件を満たしているかのように装い指定を受け、介護給付費を不正に請求した。</li> <li>3 常勤専従勤務していない者を常勤専従勤務させているかのような内容虚偽の報告を行った。</li> <li>4 監査の際に、帳簿書類の提出を拒否し、質問に対し明確な答弁を避け、答弁内容の確認を避け、もって同検査を妨げた。</li> </ol>
取消事由 【介護保険法適用条項】	<p>訪問介護事業、福祉用具貸与事業ともに</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業所の人員について厚生労働省令で定める基準又は員数を満たすことができなくなったため。 【法第77条第1項第1号】</li> <li>2 居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の請求に関して不正があったため。 【法第77条第1項第3号】</li> <li>3 報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたため。 【法第77条第1項第4号】</li> <li>4 出頭を求められてこれに応ぜず、質問に対して答弁せず若しくは虚偽の答弁をし、または検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したため。 【法第77条第1項第5号】</li> <li>5 不正の手段により指定を受けたため。 【法第77条第1項第6号】</li> </ol>
指定取消年月日	平成16年5月27日
返還請求額(介護保険法第22条による)	訪問介護事業、福祉用具貸与事業 約2,713万円及び40/100の加算額

指定取消等の概要

(宮崎県)

区分	内容
介護サービスの種類	福祉用具貸与、居宅介護支援
開設者名 主たる事務所の所在地 代表者の職氏名	有限会社 ほほえみ福祉サービス 宮崎県都城市 代表取締役 新田 辰美
不祥事の概要	<p>1. 福祉用具貸与</p> <p>(1) 当該福祉用具貸与事業所の管理者は、法人の代表者であり、当該法人が運営し、自らが管理者となっている居宅介護支援事業所の介護支援専門員に不適正なケアプランを作成させ、それに基づき不適正な指定居宅サービスを提供した。</p> <p>(2) 不適正なケアプランに基づき行った必要性のない福祉用具貸与について、介護給付費を不正に請求、受領した。</p> <p>2. 居宅介護支援</p> <p>(1) アセスメントの実施やそれを踏まえてのケアプラン作成等に関する再三にわたる指導にもかかわらず適正な業務が行われなかった。また、管理者が所属の介護支援専門員の為した職務について把握しておらず、適正な運営が確保されていなかった。</p> <p>(2) 一連の指導を通じて指摘した当該法人の福祉用具を貸与するだけの不適正なケアプランにより、介護給付費を不正に請求、受領した。</p>
取消事由 (介護保険法適用条項)	<p>1. 福祉用具貸与</p> <p>(1) 指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定居宅サービスの事業の運営をすることができないと認められたため。 (介護保険法第77条第1項第2号)</p> <p>(2) 居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の請求に関し不正が認められたため。 (介護保険法第77条第1項第3号)</p> <p>2. 居宅介護支援</p> <p>(1) 指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定居宅介護支援の事業の運営をすることができないと認められたため。 (介護保険法第84条第1項第2号)</p> <p>(2) 居宅介護サービス計画費又は居宅支援サービス計画費の請求に関し不正が認められたため。 (介護保険法第84条第1項第4号)</p>
指定取消年月日	平成15年11月1日
返還請求額(介護保険法第22条による)	約170万円(40/100の加算を含む。) 精査中

指定取消等の概要

( 岐阜県 )

区分	内容
介護サービスの種類	訪問介護、通所介護、居宅介護支援
開設者名 主たる事務所の所在地 代表者の職氏名	株式会社 日本介護ホームセンター 岐阜県岐阜市 代表取締役 杉山 信子
不祥事の概要	<p>1．訪問介護 認められていない同居家族に対する介護を実施し、介護報酬を不正に請求、受領した。</p> <p>2．通所介護 利用実績のない介護サービス費の不正な請求、看護職員が不在にもかかわらず介護サービス費を減額せず不正に請求、受領した。</p> <p>3．居宅介護支援 常勤の介護支援専門員が不在のまま事業を継続した。又、認められていない同居家族に対する訪問介護を内容とするケアプランを作成し居宅介護支援費を不正に請求、受領した。</p>
取消事由 ( 介護保険法適用条項 )	<p>1．訪問介護、通所介護 居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の請求に関し不正が認められたため。 ( 介護保険法第 7 7 条第 1 項第 3 号 )</p> <p>2．居宅介護支援 居宅介護サービス計画費又は居宅支援サービス計画費の請求に関し不正が認められたため。 ( 介護保険法第 8 4 条第 1 項第 4 号 )</p>
指定取消年月日	平成 1 4 年 1 0 月 1 1 日
返還請求額 ( 介護保険法第 2 2 条による )	約 3 , 3 0 3 万円 ( 40/100の加算を含む )

指定取消等の概要

(福岡県)

区分	内容
介護サービスの種類	訪問介護、通所介護、居宅介護支援
開設者名 主たる事務所の所在地 代表者の職氏名	有限会社 アスペール 福岡県北九州市 代表取締役 磯部 輝子
不祥事の概要	<p>1. 訪問介護</p> <p>(1) 管理者及びサービス提供責任者が不在であった。</p> <p>(2) 訪問介護計画を作成せず、または、計画に基づいた訪問介護を行わず、介護保険対象外のサービス提供や、無資格者によるサービス提供を繰り返した。</p> <p>(3) 以下の方法により介護給付費を不正に請求、受領した。</p> <p>ア 利用者が不在時や入院先でのサービス提供、その他介護保険対象外のサービス提供を行っていた。</p> <p>イ 無資格のヘルパーを派遣していた。</p> <p>ウ 限度額を超えた利用については、別の者に対しサービスを提供したことになっていた。</p> <p>(4) 実地指導の際、職員の質問に対し、虚偽の答弁を行い、虚偽の書類を提出した。</p> <p>(5) 勤務予定のない者を管理者兼サービス提供責任者として虚偽の申請書を作成し、不正に指定を受けた。</p> <p>2. 通所介護</p> <p>(1) 管理者、生活相談員及び機能訓練指導員が不在であった。</p> <p>(2) 通所介護計画を作成せず、または、計画に基づいたサービスを提供せず、利用者に対し不適切な介護や利用者同士が送迎を行うなどの実態があった。</p> <p>(3) 実際に通所介護を提供していない利用者について架空の請求を行い報酬を受けたほか、定員を超過した際にサービス提供日を書き換えることにより所要の減算を行わず、また、サービス提供時間中の通院についてもサービス提供時間を含めるなどして、介護給付費を不正に請求、受領した。</p> <p>(4) 実地指導の際、職員の質問に対し、虚偽の答弁を行い、虚偽の書類を提出した。</p> <p>(5) 勤務予定のない者を管理者兼生活相談員及び機能訓練指導員として虚偽の申請書を作成し、不正に指定を受けた。</p> <p>3. 居宅介護支援</p> <p>(1) 以下のような適正な運営を行っていないにもかかわらず、介護給付費を不正に請求、受領した。</p> <p>ア アセスメント、居宅サービス計画作成(担当者会議を含む)、モニタリングを実施していない。</p> <p>イ 過去の記録がない。</p> <p>ウ 利用者への訪問を行っていない。</p> <p>エ 管理者かつ唯一の介護支援専門員が、主として通所介護の介護業務、訪問介護のサービス提供責任者業務、及び両事業の管理業務を行っていた。</p> <p>オ 訪問介護、通所介護等において行っていた不適切なサービス内容等を知りながら、架空のケアプランを作成するとともに虚偽の給付管理を行っていた。</p>

	(2) 実地指導の際、職員の質問に対し、虚偽の答弁を行い、虚偽の書類を提出した。
取消事由 (介護保険法適用条項)	<p>1. 訪問介護、通所介護</p> <p>(1) 従業者の知識若しくは技能又は人員について、厚生労働省令で定める基準又は員数を満たすことができないと認められたため。 (介護保険法第77条第1項第1号)</p> <p>(2) 指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定居宅サービスの事業の運営をすることができないと認められたため。 (介護保険法第77条第1項第2号)</p> <p>(3) 居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の請求に関し不正が認められたため。 (介護保険法第77条第1項第3号)</p> <p>(4) 報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられて虚偽の報告をしたと認められたため。 (介護保険法第77条第1項第4号)</p> <p>(5) 不正の手段により指定を受けたと認められたため。 (介護保険法第77条第1項第6号)</p> <p>2. 居宅介護支援</p> <p>(1) 居宅介護サービス計画費又は居宅支援サービス計画費の請求に関し不正が認められたため。 (介護保険法第84条第1項第4号)</p> <p>(2) 報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられて虚偽の報告をしたと認められたため。 (介護保険法第84条第1項第5号)</p> <p>(3) 介護保険法に基づく質問に対して虚偽の答弁をしたと認められたため。 (介護保険法第84条第1項第6号)</p>
指定取消等年月日	指定取消を前提とした聴聞日 平成15年12月19日 廃止年月日 平成15年12月17日
返還請求額(介護保険法第22条による)	約8,000万円(40/100の加算を含む。) 精査中

指定取消等の概要

(北海道)

区分	内容
介護サービスの種類	訪問看護、居宅療養管理指導、居宅介護支援
開設者名 主たる事務所の所在地 代表者の職氏名	医療法人 鴻仁会深瀬病院 北海道函館市 理事長 深瀬 晃一
不祥事の概要	<p>1. 訪問看護、居宅療養管理指導                      (1) 提供の事実のないサービスについて、指定訪問看護及び指定居宅療養管理指導の提供を行ったとする虚偽の訪問看護記録、診療記録等を作成の上、居宅介護サービス費及び居宅支援サービス費を不正に請求、受領した。</p> <p>(2) 運営指導時に事実と異なる資料を提示した。</p> <p>2. 居宅介護支援                      居宅サービス計画を作成しないなど、指定居宅介護支援の提供の事実がないにもかかわらず、提供を行ったこととして、居宅介護サービス計画費及び居宅支援サービス計画費を不正に請求、受領した。</p>
取消事由 (介護保険法適用条項)	<p>1. 訪問看護、居宅療養管理指導                      (1) 居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の請求に関し不正が認められたため。                      (介護保険法第77条第1項第3号)</p> <p>(2) 報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたと認められたため。                      (介護保険法第77条第1項第4号)</p> <p>2. 居宅介護支援                      居宅介護サービス計画費又は居宅支援サービス計画費の請求に関し不正が認められたため。                      (介護保険法第84条第1項第4号)</p>
指定取消年月日	平成14年10月16日
返還請求額(介護保険法第22条による)	約219万円(40/100の加算を含む)

指定取消等の概要

(福岡県)

区分	内容
介護サービスの種類	訪問介護事業(2事業所)、通所介護事業(2事業所) 痴呆対応型共同生活介護、居宅介護支援
開設者名 主たる事務所の所在地 代表者の職氏名	特定非営利活動法人 ふれあいの家青葉園 福岡県中間市 代表理事 山本 逸子
不祥事の概要	<p>1. 訪問介護</p> <p>(1) 常勤ヘルパーではない者を常勤ヘルパーであるかのように出席簿、組織図を作成し、また、実際には勤務していないサービス提供責任者の架空の出席簿を作成していた。</p> <p>(2) 不正にかかわる利用者から1割相当額の利用者負担を徴収していなかった。</p> <p>(3) 以下の方法により介護給付費を不正に請求、受領した。</p> <p>ア まったく訪問介護が行われていないにもかかわらず介護報酬を請求した。</p> <p>イ 訪問介護の回数を水増しし、限度額一杯の介護報酬を請求した。また、実際に提供されていたというサービスの内容も不適正であった。</p> <p>ウ 訪問介護利用者を通所介護事業所で処遇し、訪問介護費を請求した。</p> <p>(4) 実際に訪問介護を提供していないのに、架空の訪問活動記録を作成していた。</p> <p>(5) サービス提供責任者として届け出られた本人が、そのことを全く知らない。</p> <p>(6) 実際には勤務する予定のない者の名前、資格を用いて不正に指定を受けた。</p> <p>2. 居宅介護支援</p> <p>(1) 以下のような適正な運営を行っていないにもかかわらず、介護給付費を不正に請求、受領した。</p> <p>ア 介護支援専門員以外の無資格者が、各事業の請求に要する書類のみを作成し、給付管理まで行っていた。</p> <p>イ 居宅介護支援事業が行われていないにもかかわらず介護報酬を請求している。</p> <p>ウ 実地指導時にケアプラン等の事業にかかわる記録が全くなかった。</p> <p>エ 通所介護費、訪問介護費の不正請求を幫助した。</p> <p>3. 通所介護</p> <p>(1) 管理者、生活相談員、看護職員が不在であり、通所介護の介護職員が勤務時間中に訪問介護員として訪問介護に出かけている。</p> <p>(2) 不正にかかわる利用者から1割相当額の利用者負担を徴収していなかった。</p> <p>(3) 通所介護計画が作成されておらず、適正なサービスが提供されていない。</p> <p>(4) 訪問介護、グループホームの利用者を受け入れていたため、実体的に定員超過となっている。</p> <p>(5) 職員の出席簿の改ざんを行い、指導時に虚偽の発言を繰り返した。</p> <p>(6) 実際には勤務する予定のない者の名前、資格を用いて</p>

	<p>不正に指定を受けた。</p> <p>4. 痴呆対応型共同生活介護</p> <p>(1) 管理者、計画作成担当者が不在であり、従業者が勤務時間中に訪問介護員として訪問介護に従事しているため、グループホームの員数を充たしていない。</p> <p>(2) 不正にかかわる利用者から1割相当額の利用者負担を徴収していなかった。</p> <p>(3) 計画作成担当者が不在のため、痴呆介護計画が作成されていない。</p> <p>(4) 訪問介護に出かけるなどしてグループホームに介護職員がいなくなるため、日中はデイサービスに連れて行き、デイの利用者と一体的に過ごさせていた。</p> <p>(5) 実際には勤務していない者を勤務していたかのように出席簿、勤務表を改ざんしていた</p> <p>(6) 実際には勤務する予定のない者の名前、資格を用いて不正に指定を受けた。</p>
<p>取消事由 (介護保険法適用条項)</p>	<p>1. 訪問介護、通所介護、痴呆対応型共同生活介護</p> <p>(1) 従業者の知識若しくは技能又は人員について、厚生労働省令で定める基準又は員数を満たすことができないと認められたため。 (介護保険法第77条第1項第1号)</p> <p>(2) 指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定居宅サービスの事業の運営をすることができないと認められたため。 (介護保険法第77条第1項第2号)</p> <p>(3) 居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の請求に関し不正が認められたため。 (介護保険法第77条第1項第3号)</p> <p>(4) 報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられて虚偽の報告をしたと認められたため。 (介護保険法第77条第1項第4号)</p> <p>(5) 不正の手段により指定を受けたと認められたため。 (介護保険法第77条第1項第6号)</p> <p>2. 居宅介護支援</p> <p>(1) 指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定居宅介護支援の事業の運営をすることができないと認められたため。 (介護保険法第84条第1項第2号)</p> <p>(2) 居宅介護サービス計画費又は居宅支援サービス計画費の請求に関し不正が認められたため。 (介護保険法第84条第1項第4号)</p>
<p>指定取消等年月日</p>	<p>指定取消を前提とした聴聞日 平成16年3月19日 廃止年月日 平成16年3月22日</p>
<p>返還請求額(介護保険法第22条による)</p>	<p>約1億9,530万円 (40/100の加算を含む)</p>